

京都市立学校事務職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月27日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

#### 京都市教育委員会規則第18号

京都市立学校事務職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

京都市立学校事務職員の職の設置に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「養護学校」を「総合支援学校」に改める。

第2条第1項中「養護学校」を「総合支援学校」に改め、同条第2項及び第3項中「専門幹及び事務主査」を「事務主幹、事務主幹補、事務副主幹、事務主査及び専門幹」に改める。

第3条第2項中「専門幹及び事務主査」を「事務主幹、事務主幹補、事務副主幹、事務主査及び専門幹」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)